

森林・山村多面的機能発揮対策交付金の主な消耗品・資機材判断一覧

H29.5.2現在

消耗品	資機材			対象外
	機材関係	資材関係	その他	
ヘルメット	チェーンソー	あずまや	キノコの菌(注)	デジタルカメラ
手袋	刈り払い機	資機材保管庫	苗木(注)	パソコン類
安全靴	丸鋸	電気柵用資材	枝打ちはしご	軽トラック
鉋	ウインチ	土留め柵用資材	台車	製材用機材
ノコギリ	軽架線	炭焼き小屋	林内作業車	発電機
プラスチックボックス	チッパー	移動式トイレ	運搬車	ペレット製造器・ボイラー
捨て看板	わな	パイプ倉庫	看板(基礎有り)	ブリケット製造器・ボイラー
双眼鏡	薪割り機	ふとんかご	一輪車	目立て機
メジャー	薪ストーブ	ぐり石		(作業服)
竹かご	携帯GPS	土のう		防寒着
ほうき	スキッド	無煙炭化器		加工用機材
フェリングレバー	バックホウ	散水施設		携帯電話
クワ	トランシーバー			井戸掘り
シャベル				
木登りセット(安全ベルト、ハンガー、ステップ)				
目立て道具				
替え刃				
長靴				
防護具				

(注)教育・研修活動タイプの教材として使用するキノコの菌と苗木は消耗品として取り扱うことができる。
平成26年度までは3万円未満ものは消耗品として区分していたが、平成27年度からは金額ではなく、用途で分けることになっている。